

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

大和ハウス工業株式会社

実務対応報告公開草案第 52 号に対する意見

平成 29 年 5 月 10 日に公表されました「実務対応報告公開草案第 52 号」について、下記のとおり弊社の意見を表明いたします。

記

1. 質問 1 について

この提案に同意いたしません。

【理由】

対象とする取引に対して、ストック・オプション会計基準を適用する第一の理由として、第 17 項(1)によれば、「従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、(中略)ストック・オプション取引(付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込まない取引)と類似している」点が挙げられています。しかしながら、無償で付与すれば報酬であるのは当然のところ、有償新株予約権は取得に際してその公正価値分の金額を払い込まなければならない点に本質があり、この点を除いて考える、とする議論全体が意味をなさないのではないかと考えます。従業員等が新株予約権を適正な時価で購入する取引は、平成 17 年のストック・オプション会計基準自体の検討段階ですでに議論され、報酬として付与される場合とは異なるものとして同会計基準の対象としないことが明示された経緯があり、本件はこれに真正面から矛盾するものであると考えます。同会計基準の公開草案に対する「主なコメントの概要とそれらに対する対応」3 頁を参照願います。

また、対象とする取引と同様に、従業員等に自社株式等に対する投資の機会を与え、インセンティブ(すなわち、貢献への動機づけ)とするものとして、持株会や役員に対する第三者割当による株式の発行が存在しますが、会社が追加的な便益を付与する部分(例えば、奨励金や報酬債権を付与する場合)を除き、公正価値取引に対して費用計上する処理は存在しません。会社法の取扱いと矛盾をきたし、実務の混乱が生じることは認識されているのでしょうか。対象とする取引は、投資の機会の付与に過ぎず、会社法上役員「報酬」(会社法 361 条)と取り扱われておりません。会社法及びストック・オプション会計基準の策定にあたっては、ストック・オプションの取扱いの平仄を合わせた経緯があると認識しておりますが、今回会社法実務とは異なる取扱いをするのであれば、その合理的な理由を示す必要があるのではないのでしょうか。

2. 質問2について

この提案に同意いたしません。

【理由】

質問1の意見に記載したとおり、権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、現金を対価として付与する新株予約権と理解しているのが実態であり、労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬に該当しておりません。

したがって、権利確定条件付き有償新株予約権はストック・オプション会計基準の適用対象でないため、この提案に同意いたしません。

3. 質問3について

この提案に同意いたしません。

【理由】

質問1及び質問2について同意しないため、質問1、質問2に関する変更を前提とした本質問についても同意いたしません。

4. 質問4について

仮に本公開草案が適用される場合には、この提案に同意いたします。

【理由】

そもそも費用計上する会計処理に同意いたしません。仮に本公開草案が適用される場合には、遡及適用しないことや、遡及的に会計処理を変更させず、費用計上しない会計処理を継続できる点には同意いたします。

5. その他の意見・質問

今回の会計処理の変更案は、本件取引によるインセンティブによって従業員等から追加的サービスが提供され、その結果として業績が向上したと捉え、その対価として費用計上をするとの整理が示されております。しかしながら業績が向上すれば、その労働の対価は金銭賞与で支払っているのが通常であると考えられます。仮に新株予約権においても人件費を計上すると、同一の労働に対して二重の人件費を計上する部分が生じることとなり、債権者や株主に対して会社の状況を正しく示すことができません。

本検討が、「権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば無償ストック・オプションと類似している」という実際の取引の実態とは異なる定義付けを端としているところに、会社法をはじめとする様々な論点との不整合をきたし、また、会計基準の範囲内においても種々の矛盾を生じさせる根本的な原因となっているのではないかと考えます。

様々な解釈や思想があることは尊重いたしますが、企業会計基準委員会におかれましては、国際的に見ても誇れる会計基準の整備に尽力いただきたくお願い申し上げます。

以 上